資料5

平成23年度文化芸術活動事業補助金審査結果

番号	年間の年目	団体名	事業名	採択の可否	申請額	決定額	付すべき条件及び特記事項
1	3－2	第九コンサートむなかた実行委員会	第九コンサートむなかた2011	採択	500,000	500,000	（特記）来場者を増やすなど、自己財源を確保するための取り組みを行ってください。
2	3－2	劇団夢かなた	むなかたに大人の演劇文化を広げよう！	採択	500,000	426,000	（条件）事業の目的に対する活動として、ワークショップは評価できるが、公演の必要性と効果が十分に見込めないため、補助対象経費のうちワークショップ対象経費を除く委託料と使用料を20％減額します。 （特記）地域特性を高める取り組みを行ってください。来場者や協賛者を増やすなど、自己財源を確保するための取り組みを行ってください。
3	2－1	赤馬塾	大赤間展	採択	300,000	300,000	（特記）コミュニティと連携しながら進めてください。資料の取り扱いや研修の成果については専門家の指導を受けてください。学校の授業への働きかけを検討してください。赤間地区への来訪者が増えるための活動を行ってください。
4	3－1	宗像市盆栽協会	盆栽技術の向上と盆栽文化の世代間継承	採択	84,000	72,000	（条件）展示会用テーブルシート、用土、針金等18,000円は受益者が負担すべきで補助対象外とします。 （特記）現会員ではなく、新規会員獲得や技術継承に資する活動に補助金を活用してください。女性や若年層への講習会を行ってください。 次世代や地域への啓発に取り組んでください。
5	3－1	ミュージカル広場「青い鳥」	夢を育て、命を輝かせるミュージカル公演	不採択	495,000	0	補助金の使途が現会員の負担軽減を目的としており、地域特性に乏しく、市民への広がりに関する取り組みが見受けられません。公益性・中立性の求められる市の補助金事業としては不適切と判断します。
6	3－1	むなかたミュージカルメイツ	世代を越えて一皆で作ろう！ミュージカル！	採択	500,000	500,000	（特記）市民公募参加者を増やしてください。市民参画型の活動への工夫を行ってください。一般チケットの販売数を増やす取り組みを行ってください。制作にプロの支援を受けるレベルの作品であるので、相応のチケット料金を設定してください。
				合計額	2,379,000	1,798,000	

参考資料

〇宗像市文化芸術活動事業補助金交付要綱

平成２３年3月２２日
告示第５８号

（趣旨）

第１条　この告示は、宗像市元気なまちづくり基金条例（平成２２年宗像市条例第３３号）に基づき設置された宗像市元気なまちづくり基金の益金を原資として実施する文化芸術活動事業の一環として、次条の団体が行う文化芸術活動に要する経費の一部を補助する宗像市文化芸術活動事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、宗像市補助金等交付規則（平成１５年宗像市規則第３１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となる団体は、宗像市文化芸術振興条例（平成２１年宗像市条例第３５号。以下「文化振興条例」という。）第２条第５号に規定する民間団体等であって、当該各号に定める要件を満たすものとする。

（１）　市内に活動拠点を有する団体

（２）　文化振興条例第２条第４号に規定する市民等が３人以上所属している団体

2　前項の規定に関わらず、次に掲げる団体は除くものとする。

（１）　専ら直接的に利潤を追求することを目的とする団体

（２）　宗教の教義を広め、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

（３）　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

（４）　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、宗像市の芸術文化の振興に寄与すると認められる次に掲げる事業（以下これらを「補助事業」という。）とする。

（１）　文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業

（２）　地域伝統文化継承及び活用事業

（３）　文化芸術の次世代育成活動事業

2　前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は除くものとする。

（1）　宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業

（2）　専ら直接的な営利を目的とする事業

（3）　前条の団体が申請しようとする事業について市の他の補助金の交付決定若しくは交付を受け、又は受けようとしている事業

3　補助事業は、当該年度において既に事業に着手し、又は実施した事業を含むものとする。

（補助対象経費等）

第4条　市長は、毎年度予算の範囲内において、補助事業に要する経費の一部を補助するものとし、これに対する補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は別表に定めるところによる。

（補助金の交付対象期間）

第5条　補助金の交付対象期間は、原則として1年間とする。ただし、市長が事業効果を上げるため、継続して事業の実施が必要と認める場合は、最長で3年間まで補助金の交付対象期間を延長することができる。

（補助金の交付申請等）

第6条　補助金の交付の申請その他補助金の交付に関し必要な事項は、規則の定めるところによるものとする。

2　補助金の交付を受けようとする団体が補助金の交付の申請をする場合は、規則第4条第2項各号に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）　団体に関する調書

（2）　企画提案書

（3）　その他市長が必要と認める書類

3　補助金の交付の申請をすることができる期間は、市長が別に定める。

4　補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）の代表者は、交付決定がなされた補助事業の内容を変更する必要が生じたときは、速やかに変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

5　市長は、前項の規定により変更承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を交付決定団体の代表者に通知するものとする。

（助言及び指導）

第7条　市長は、補助事業等の実施に関し、必要があると認めるときは、交付決定団体の代表者に対し、助言又は指導を行うことができる。

（審査）

第８条　補助事業の計画の可否その他必要な事項の審査は、宗像市附属機関設置条例（平成１５年宗像市条例第２１号）により設置された宗像市市民文化・芸術活動審議会において処理する。

２　前項の規定に関わらず、第３条第１項第２号に規定する事業に該当するか否かの審査は、宗像市附属機関設置条例により設置された宗像市文化保護審議会においてあらかじめ処理する。

（雑則）

第９条　この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　第８条の審査に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第４条関係）

区分	補助対象経費	補助率及び補助金の限度額
文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業	左記事業に要する経費で、次に掲げるもの。 （１）　報償費 （２）　旅費 （３）　需用費 （４）　役務費 （５）　委託料 （６）　使用料及び賃借料 （７）　原材料費 （８）　その他特に市長が必要と認める経費	左に掲げる経費のうち３分の２以内の額とする。ただし、５０万円を限度とする。
地域伝統文化継承及び活用事業	左記事業に要する経費で、次に掲げるもの。 （１）　報償費	左に掲げる経費のうち４分の３以内の額とする。ただし、５０万円を限度とする。

	（２）　旅費 （３）　需用費 （４）　役務費 （５）　委託料 （６）　使用料及び賃借料 （７）　原材料費 （８）　工事費 （９）　設備費 （１０）　その他特に市長が必要と認める経費	
文化芸術の次世代育成活動事業	左記事業に要する経費で、次に掲げるもの。 （１）　報償費 （２）　旅費 （３）　需用費 （４）　役務費 （５）　委託料 （６）　使用料及び賃借料 （７）　原材料費 （８）　その他特に市長が必要と認める経費	左に掲げる経費のうち４分の３以内の額とする。ただし、５０万円を限度とする。